

# 第三次経営計画

(平成30年度～平成40年度)

平成30年 2月



## 目 次

1	改定の考え方	1
2	計画の位置付けと計画期間	2
3	経営理念	2
4	経営目標	3
5	重点的な取り組み	4
6	推進計画	5
	(1) 個人の尊厳を大切にします	5
	(2) 地域で最も信頼され喜ばれるサービスを提供します	10
	(3) 効率的で柔軟かつ健全な経営を行います	26
7	収支計画（平成31年度～平成40年度）	33
	(1) 基本的考え方	33
	(2) 主な取り組み内容	33
	(3) 推進計画別収支計画	34
	(4) 年次別収支計画	40
	(5) 積立金及び繰越金	42

## 1 改定の考え方

当事業団は、目黒区の出資により区立福祉施設の受託運営主体として平成元年10月に設立され、区の福祉施策の一翼を担う存在として順次受託事業を拡大し運営してきました。

この間、平成12年度の介護保険制度の創設をはじめ、社会福祉事業団の設立及び運営の基準（46通知）の取扱い変更、指定管理者制度の導入などにより、一般の社会福祉法人や民間事業者と競争しうる体質に経営を改めることが課題となりました。

このため、当事業団では質の高いサービス水準の確保を前提とした効率的な事業運営に向け「経営改善計画」（平成17年度～平成20年度）、改訂版として「第二次経営改善計画」を策定し取り組んだ結果、平成18年度から平成20年度まで指定管理者として指定を受け、さらに平成21年度から平成30年度までの10年間の指定を受けることになりました。

そこで、これまでの経営改善の取り組みを継続するとともに、安定した経営基盤の確立を目指し、10か年の「経営計画」（平成21年度～平成30年度）を策定し推進しましたが、平成24年度の介護報酬はマイナス改定、障害福祉の分野でも障害者総合支援法が成立し新たな収入確保、支援の強化が求められることになりました。

また、目黒区では、平成23年度から緊急財政対策が実施され、その中で高齢福祉施設については、デイサービスの一部廃止の他、新規福祉施設の整備は民設民営、既存福祉施設は土地・建物の無償貸付等による民間活力の活用を推進する基本方針が掲げられるなど、当事業団の今後の運営に大きく影響を及ぼすものとなりました。

このような状況の変化に対応するため、サービス水準の確保を前提として効率的・効果的な事業運営を行うこと及び受託事業や自主事業の拡大等により経営基盤の強化をはかることを目的として平成24年度に「第二次経営計画」（平成25年度～平成34年度）を策定し、取り組んできました。その結果、サービス水準を確保しつつ組織及び事務事業の見直しを行うとともに、新たな指定管理事業の下目黒福祉工房の公募及び自主事業としての特別養護老人ホームの整備事業者の公募で選定され、円滑な運営、着実な整備に向けた取り組みを開始するなど事業拡大を着実に推進してきました。

しかし、この間も社会福祉法人を取り巻く状況は変化し、福祉人材の確保難が一層深刻さを増すなか、制度面では社会福祉法人による地域での公益的事業実施の責務化、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化、推進などが盛り込まれた改革が逐次行われるなど、社会福祉法人に求められる役割、責務等が大きくなりました。

また、一方で、現在受託している各指定管理事業の指定期間は平成30年度末で満了となることから、各事業の次期指定管理者の指定に向けて、このような状況の変化に対応した質の高いサービス水準を確保するとともに、新特養ホームの整備など新規事業を含め施設運営を効率的・効果的に行い経営基盤を安定させていくため、経営計画を改定します。

## 2 計画の位置付けと計画期間

### (1) 計画の位置付け

本計画は、平成 25 年度から平成 34 年度までの「第二次経営計画」を改定し、新たに今後の当事業団の方向性や目標を示すもので、各年度で策定している事業計画の上位計画となります。

本計画は、今後の当事業団の取り組みの具体策である推進計画と、その推進計画を収入・支出に反映させた収支計画で構成しています。

従って、推進計画は、各年度の事業計画に反映させ計画的に取り組むとともに、収支計画は予算編成に反映し、収支状況の改善を図っていきます。

### (2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 40 年度までの期間とし、本計画のうち収支計画については、平成 31 年度から平成 40 年度までの 10 年間を対象期間として算定します。

なお、現行の法制度等を前提に策定するもので、計画策定後の環境変化等があった場合、所要の改定を行うこととします。

## 3 経営理念

当事業団は、その存在意義、使命、職員の行動規範となる原理・原則として「経営理念」を次のとおり定めています。

目黒区社会福祉事業団は、**個人の尊厳を大切に**し、利用者が住み慣れた地域で安心して快適な生活が営めるよう、**地域で最も信頼され、喜ばれるサービスの提供**を、**効率的で柔軟かつ健全な経営**をもって行なうことにより、目黒区における地域福祉の向上に寄与します。

目黒区の出資により設立された当事業団は目黒区の地域福祉増進の一翼を担う存在であるという自覚のもと、人権を尊重することを何よりも大切に、あらゆる場面においてノーマライゼーションの理念を徹底することを基本とします。

また、サービスの提供に際しては、常に利用者お一人おひとりに安心かつ満足していただける質の高いサービスを追求するとともに、地域で必要とされるサービスや制度の狭間にあるニーズを把握し、新たなサービスの提供につなげていきます。

こうした取り組みを当事業団のあらゆる資源の活用により、前例にとらわれず効率的・効果的に行い、地域に愛され親しまれる法人運営・施設運営を目指します。

#### 4 経営目標

経営理念を実現するため、当事業団が目指す基本的な目標として「経営目標（平成30年度～平成40年度）」を次のとおり定めます。なお、状況の変化により必要が生じた場合は、目標年次前においても見直しを行います。

経営理念	経営目標
個人の尊厳を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権尊重の理念に基づいたサービスを提供します。</li> <li>・ 一人ひとりの立場や個性を大切にし、自立した生活につながるように支援します。</li> <li>・ プライバシーを尊重した支援を行います。</li> </ul>
地域で最も信頼され、喜ばれるサービスを提供します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者と家族に満足していただける安全・安心なサービスを提供します。</li> <li>・ 職員の専門的な知識や技術を高め、サービスの質の向上を図ります。</li> <li>・ 区立施設の役割を果たすとともに、社会の要請に応じた柔軟なサービスを提供します。</li> <li>・ 地域のニーズを的確に捉え、地域共生社会の実現及び地域包括ケアの推進に向けた取り組みを進めます。</li> </ul>
効率的で柔軟かつ健全な経営を行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質の高いサービスを効率よく提供し、柔軟で安定した経営を目指します。</li> <li>・ 施設規模や事業内容に応じた適正な経費による施設運営を行い、新たに開始する自主事業等の運営を早期に安定化させることにより、経営基盤の強化を図ります。</li> <li>・ ワークライフバランスへの配慮や働きやすい職場環境を提供するなど、人材の確保・定着・育成への取り組みを強化します。</li> <li>・ 職員の法令遵守や業務改善意識を高めるとともに、内部管理体制の整備や積極的な情報公開を行うなど、透明性の高い法人経営を行います。</li> </ul>

## 5 重点的な取り組み

当事業団は、目黒区の福祉の向上に寄与することを目的として設立された社会福祉法人として、本計画の期間において、次に掲げる事項に重点的に取り組みます。

### (1) 個人の尊厳を大切にし、満足していただける安全・安心なサービスの提供

一人ひとりの立場や個性を大切にし、プライバシーや個人情報の保護を徹底するとともに、それぞれの状況に合わせた介護・支援を行い、利用者と家族に満足していただけるサービスの提供を目指します。

利用者満足度の向上のため、丁寧にアセスメントを行い、利用者の意向を反映させた個別計画を作成するとともに、苦情・相談、意見・要望に対しても誠実に対応します。

常に安全・安心なサービスを提供するため、リスクマネジメントの精度の向上に取り組みます。

高齢者、障害者及び児童への虐待防止について、人権尊重の理念に基づくサービスの実施や予防への取り組みを更に強化します。また、地域包括支援センターをはじめ各施設から虐待の防止、予防の重要性を地域住民に向け普及、啓発します。

利用者サービスや事業運営に関する情報を積極的に公開し、十分な説明責任を果たします。

### (2) 区立施設としての役割を果たすとともに、地域共生社会の実現を目指す取り組み

区立施設としての役割を積極的に果たす視点から、医療対応が必要な方など一般の社会福祉法人や民間事業者が対応しにくいケースでも積極的に対応していきます。

地域共生社会の実現、地域包括ケアシステムの構築を積極的に推進するため、各施設が地域福祉の拠点となり、地域住民・関係機関とのネットワークづくりや、施設の設備・人的資源を活用した地域貢献や福祉人材の育成などに積極的に取り組みます。

### (3) 質の高いサービスを安定的に提供できる人材の確保・定着・育成

自主事業として新たに整備する特別養護老人ホームの人材確保に向けて計画的に取り組むとともに、既存事業についても安定的な人材確保に必要な取り組みを進め、処遇改善や働きやすい職場づくり、心身の健康管理に努め、職員の定着を図ります。

また、質の高いサービスの提供に求められる人権意識の徹底、職種ごとに必要な知識・技術の習得と水準の向上、コスト意識や業務改善意識の醸成、職層に応じた経営感覚やマネジメント能力の向上など、それぞれの職員の能力や役割に応じた人材育成を進めます。

### (4) 効率的で安定した事業運営と法人の経営基盤の強化

新たに指定管理者として受託した下目黒福祉工房の円滑な運営、自主事業として整備する特別養護老人ホームの着実な建設・開設と運営の早期安定化を図ります。

既存施設・事業における利用率の向上、事務事業の不断の効率化、職員配置や人件費の適正化を図ります。

指定管理料の見直しや新設の特別養護老人ホームの収支等を含めた新たな収支計画を着実に履行し、経営基盤の強化を図ります。

法令を遵守した透明性の高い財務規律を確立し、健全な経営を行います。